

児童発達支援事業所 代表者 様

札幌市教育委員会  
学校教育部長

平成 29 年度の教育相談・就学相談の実施について（依頼）

初夏の候、貴会におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、本市の障がいのある子どもの教育にあたり多大な御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、発達の遅れや障がいの疑いのある幼児につきましては、例年、早期の教育相談・就学相談を実施することにより、小学校の入学以後において適切な教育措置がなされるよう、対応しているところ です。

つきましては、本年度も下記要領で教育相談・就学相談を実施いたしますので、該当幼児の保護者に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。なお、この内容については、別紙の関係先に依頼文を送付しております。

記

1 対象者

平成 30 年度新就学児（平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日生）のうち、ことばやきこえ、発達の遅れや障がいの疑い等の心配がある幼児の保護者で、就学するにあたり教育相談・就学相談を希望される方。

2 申込先

札幌市幼児教育センター（西区宮の沢 1 条 1 丁目 1-10 電話 671-3454）

3 申込方法

相談を希望される保護者の方より、直接、お電話でお申し込みください。

4 申込期間

**就学相談 平成 29 年 9 月 1 日～11 月 30 日**（なお、教育相談については随時受付）

※お電話でのご予約は、7 月から受け付けております。

5 留意事項

保護者への周知にあたっては、特に次の点について、ご説明願います。

(1) 就学相談のお申込みは、申込期間内の早い時期に行うようにしてください。

**※例年、相談が混み合うことから、期間を過ぎてからのお申込みの場合、入学までに間に合わないことがあります。**

(2) 教育相談・就学相談は、保護者の方の希望により実施するものです。

(3) 申込期間後に本市に転入してきた方は、随時お申し込みください。